

日機輸「令和9年度税制改正要望」概要

当組合は、機械輸出業界として、機械輸出貿易の健全な発展を図る観点から、国際課税制度の分野に関する要望を中心に提言を行う。
要望の柱は3つ：①BEPS2.0（第1の柱・第2の柱）の制度設計、②外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し、③租税条約の整備・改善

1. BEPS2.0（第1の柱・第2の柱）の制度設計

（1）第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）

①利益A（市場国への新たな課税権配分ルール）

現在、国際的な議論が停滞しており、今後の制度導入の見通しは立っていないが、所見として、国際協調主義に基づく安定的な税環境の構築、制度のさらなる簡素化、二重課税排除やグローバルに標準化された制度設計等を要望。

②利益B（移転価格に係る簡素化・合理化アプローチ）

令和8年度税制改正大綱においても、「今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。」とされているため、従前の継続要望とする。現状の国際合意を前提として、移転価格の簡素化・合理化、税の安定性の向上、二重課税排除の確実性等を要望。

（2）第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

①所得合算ルール（IIR）について、納税者が国家間での解釈の不一致に直面した場合の解決枠組みの導入、恒久的施設（建設PEを含む）に係るGloBE所得計算の明確化・簡素化、本邦制度がOECDルールと整合していることの明確化、海外支店への適用ルールに関する見直し等を要望。

②国内ミニマム課税（QDMTT）について、税務実務に資する情報提供、制度面の国際的調和、事務負担軽減等を要望。

③グローバル・ミニマム課税と米国ミニマム課税の共存システムに関するOECDの「Side-by-Sideパッケージ」について、恒久的な簡易実効税率セーフハーバー措置の簡素化、移行期間CbCRセーフハーバーの不明箇所の明確化、税務実務に資する関連ガイダンスの提供等を要望。

④GloBE情報申告（GIR）について、制度面の簡素化・国際的調和、適格当局間合意のある法域に関する情報公開、事務負担軽減等を要望。

また、国別報告書（CbCR）について、CbCRの公開に関する制度運用の国際的調和、事務負担軽減、事業概況報告事項（マスターファイル）及びCbCRに記載する特定多国籍企業グループの構成会社等の範囲の明確化等を要望。

2. 外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

（1）既存制度の改正に関する要望（事業基準・実体基準・管理支配基準など経済活動基準の見直し、過剰合算の適正化、物流統括会社特例・PMI特例の要件緩和、令和8年度税制改正では実現しなかった清算手続中の外国子会社に対する措置の拡充、事業撤退局面における部分合算課税（異常所得）の単年度損益計算の見直し等）。経済産業省「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会」の報告書提言

（2025年6月公表。主な課題として、制度趣旨が不明確、過剰課税の発生、事務負担の増大等）とも平仄を合わせて要望。

（2）グローバル・ミニマム課税（第2の柱）の導入に伴う、CFC税制の合理化に向けた見直しを要望。GloBEルールと本邦CFC税制の制度調和（GloBEルールの実効税率をCFC税制の租税負担割合に選択適用可能とすること）、税務調査時対応を含む既存CFCコンプライアンスプロセスの簡素化等を要望。

3. 租税条約の整備・改善

モザンビークとの租税条約の締結、投資所得（配当・利子・使用料等）に係る源泉地国課税の減免、OECDモデル租税条約に基づく恒久的施設（PE）認定とその帰属利得の算定における条約遵守、リモートワークに係るPE認定について本邦法令での明確化等を要望。